

(1) 第1号通所事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

【基本部分】

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
通所型サービス 費(独自) (1回につき)	週1回程度の通所型サービス (みなし・独自)が必要とされ た者で1月の中で全部で4回ま での通所型サービス(独自)を 行なった場合 (事業対象者・要支援1)	3,902円/回	391円	781円	1,171円
通所型サービス 費(独自) (1回につき)	週2回程度の通所型サービス (みなし・独自)が必要とされ た者で1月の中で全部で5回～ 8回までの通所型サービス(独 自)を行なった場合 (事業対象者・要支援2)	4,015円/回	402円	803円	1,205円
通所型サービス 費(独自) (1月につき)	週1回程度の通所型サービス (独自)が必要とされた者で1 月の中で全部で5回以上行なっ た場合 (事業対象者・要支援1)	16,996円/ 月	1,700円	3,400円	5,099円
通所型サービス 費(独自) (1月につき)	週2回程度の通所型サービス (独自)が必要とされた者で1 月の中で全部で9回以上行なっ た場合 (事業対象者・要支援2)	34,846円/ 月	3,485円	6,970円	10,454円

- ・上記の基本利用料は、河内長野市で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料
を書面でお知らせします。

- ・月の計算によっては、端数調整の関係で上記利用者負担にならない場合があります。

【加算：介護予防通所介護相当サービス】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）		加算額			
			基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
サービス提供体制 強化加算（I）イ※	別に厚生労働大臣が定 める基準に適合してい る場合	要支援1	739円/月	74円	148円	222円
		要支援2	1,478円/月	148円	296円	444円
介護職員 処遇改善加算Ⅰ※	介護職員の処遇改善に関して、一定 の改善基準を超えた場合		59/1000	左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員 特定処遇改善加算Ⅰ ※	介護職員の処遇改善に関して、一定 の改善基準を超えた場合		12/1000	左記の1割	左記の2割	左記の3割

※当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。